



に関するお知らせ

●問合せ●
税務課市税係
☎32-2219

●固定資産(土地・建物)の
手続きは年内に！
～登記・届出等の手続きをお忘れなく～



平成26年度の固定資産税
は、すべて来年1月1日現在の
状況(登記・届出)により課
税(決定)されます。

▶土地及び登記されている建物の場合

土地や建物の取得・取り壊し・所有者変更等は、法務局での手続きとなります。

■問合せ 札幌法務局滝川支局 ☎23-2330

▶未登記の建物・車庫・物置等の場合

未登記の建物の取得・取り壊し・所有者変更等は、市役所税務課市税係での手続きとなります。届出用紙は市税係にありますので、必要事項を記入の上提出してください。

■問合せ 税務課市税係 ☎32-2219

※このほか、増改築や一部取り壊し、車庫や物置等の設置は、確認申請や在来調査だけでは把握できない場合があります。正しく課税し税金を納めていただくためにも、速やかに手続きされますよう、ご理解とご協力をお願いします。

●年末調整説明会

- 日時 11月21日(木)
 - ▶受付開始:13時30分
 - ▶説明会:14時00分～15時30分
- 会場 交流センターみらい 4階かたらいホール
- 対象者 給与源泉徴収担当者、青色申告者(個人事業主)
 - ※年末調整に必要な書類については、滝川税務署より各事業所宛に直接郵送されます。
- 問合せ 税務課市税係 ☎32-2219

●農業所得調査票の提出

- 農業所得関係者は、次の日程により農業所得調査票等(後日配布)を提出してください。
- 会場 市役所コミセン
 - 日程 11月29日(金)
 - 時間 9時00分～16時00分
 - 問合せ 税務課市税係 ☎32-2219

●平成26年 1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます！

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳・帳簿書類の保存制度につきましては、所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。滝川税務署(☎23-2191)までお問合せください。(お電話でお問合せの場合は、自動音声に従い「2」をお選びください。)

